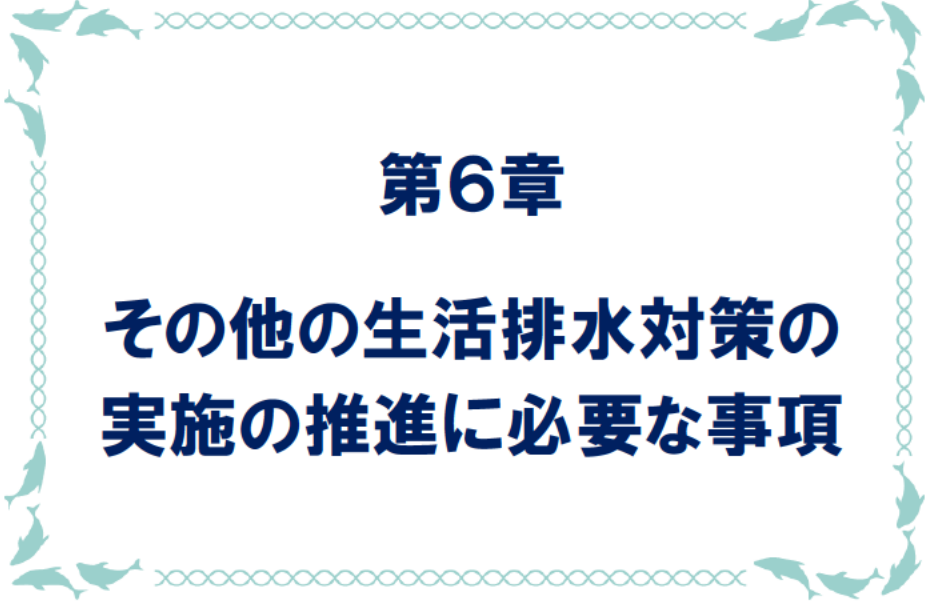




第6章

その他の生活排水対策の 実施の推進に必要な事項

1. 関連部署の連携に関すること

本計画では、施設整備のハード面の施策と啓発活動等のソフト面の施策を推進することをうたっている。これらの施策は、具体的にはハード面は浄化槽の担当部署である環境部環境指導課と公共下水道の担当部署である下水道部の各課、ソフト面は環境部環境モデル都市推進課等の関連部署とともに推進するものであり、これらの関連部署との連携が重要になってくることから、各部署の調整や協力、情報交換を円滑に行っていく。

2. 関係市町・関係機関との連携に関すること

（１）行政機関との連携

本生活排水対策重点地域の名称は「重信川水系及び伊予灘」であり、重信川水系を構成する東温市、砥部町のほか、次項で述べる「松山圏域連携浄化槽普及促進協議会」を構成する伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町とは密接な関係があり、相互の連携を図っていく。

また、重信川を管理する国土交通省四国地方整備局をはじめ、愛媛県等と広域的な調整を図っていく。

（２）各種協議会との連携

本計画は、以下のような各種協議会と密接な関連を有している。これらの各種協議会との連携を推進していく。

1) 石手川ダム水質保全協議会

昭和 48 年 3 月に石手川ダムが完成し、昭和 49 年 2 月に石手川ダムの水質を保全するために、国・県・市の関係機関及びダム上流域の住民の代表等で組織する「石手川ダム水質保全協議会」が設立された。協議会の会長は松山市長で、協議会の事務局は松山市公営企業局に置かれている。

本協議会は、以下のような取り組みを行っている。

石手川ダム上流域の河川等清掃

毎年、11 月頃にボランティアによる石手川ダム上流域の河川等清掃を行っている。平成 29 年度は、11 月 19 日に総勢 590 名の参加により実施した。

第6章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項



写真 左)清掃作業 右)ゴミ回収

石手川ダム集水域での合併処理浄化槽設置促進事業

生活排水による水質汚濁防止施策として、合併処理浄化槽の設置の促進を行っている。ダム集水域の住民が、既設のくみ取り式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、生活排水が流入する水源河川の汚濁負荷量が軽減されるため、松山市（環境指導課）が実施している補助金に、石手川ダム水質保全協議会が上乗せ補助を行っている。

水源水質保全推進員と浄水管理センター職員による水源河川パトロール

松山市石手川流域に係る水道水源の水質の保全に係る条例に基づき、石手川ダム上流域の区長17名に水源水質保全推進員を委嘱している。水源水質保全推進員は、毎月2回、受け持ちの水源河川パトロールを行い、状況を石手川ダム水質保全協議会事務局へ報告する。また、突発的な水質事故等を確認した場合も、直ちに報告することとしている。水源河川パトロールは、浄水管理センター職員も毎月1回実施しており、濁水等の情報をいち早くつかめるようにしている。

2) 松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会

愛媛県、(公社)愛媛県浄化槽協会、同松山支部、中予浄化槽管理協同組合、松山衛生事業協同組合及び松山市の職員で構成される「松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会」は、浄化槽の維持管理の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大を図ることにより、生活排水の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として設立され、浄化槽の維持管理の状況調査や合併処理浄化槽の普及啓発等の活動を行っている。

第6章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項



写真 左)調査説明 右)調査風景

3) 松山圏域連携浄化槽普及促進協議会

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町は、「松山圏域連携浄化槽普及促進協議会」を設立し、浄化槽の普及及び促進のための体験教室等の事業を実施している。



図 6-1 アクア博士体験教室チラシ

3. 関係する他の計画との調整に関すること

第1章の「3. 松山市生活排水対策推進計画の位置づけ」や第3章の「4. 目標年次」で述べたように、本計画は「第6次松山市総合計画」や「第2次松山市環境総合計画」等の上位計画、「松山市生活排水処理基本計画」や「第4次松山市下水道整備基本構想」等の関連計画とも密接な関係があり、これらの上位計画、関連計画との調整を図っていく。

第6章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項

